

知っていますか 4つのしるし

○ヘルプマーク

「配慮をお願いします」を伝えるマーク

ヘルプマークは、外見では健康に見えていても、義足や人工関節を使用している、※内部障がいがある、妊娠初期であるなど、援助や配慮が必要な方に配布しています。ヘルプマークを付けている方を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難の支援などの配慮をお願いします。

※内部障がい：心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害などの体の内部の障がい

●配布場所 健康福祉課 福祉担当（配布時に簡単な聞き取りがあります）



○ヘルプカード

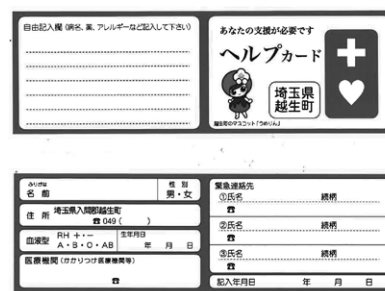
「あなたの支援が必要です」を伝えるカード

ヘルプカードは、緊急連絡先や障がいの内容、必要とする支援などを記載することができるカードで、障がいのある方や高齢者などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、必要な支援や適切な医療などが受けられやすくするためのものです。

カードに記入し、常に携帯することで、緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができ、障がいをお持ちの方や家族、支援者の不安を和らげることができます。

また、このカードが広く普及することで、障がいへの理解を広めることができます。

●配布場所 健康福祉課 福祉担当（町HPからもダウンロードできます。）

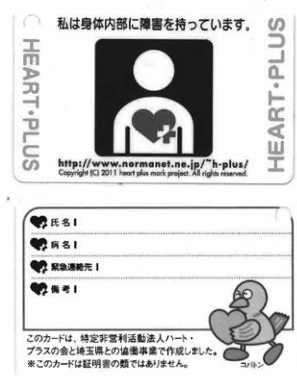


○ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいを持っています」を伝えるカード

身体内部に障がいがある方は外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいがある方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、車を障がい者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

●配布場所 健康福祉課 福祉担当



☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112・113

○介護マーク

「介護中です」を伝えるマーク

認知症などの方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

「介護マーク」は、介護中であることをお知らせするマークです。外出先などでこのマークを見かけたら温かく見守ってください。

首からかけられるカードタイプを健康福祉課高齢者介護担当にて配布をしています。

こんなときにご利用ください

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき など

障がいのある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください。



☎健康福祉課 高齢者介護担当 ☎内線 116

☎地域包括支援センター ☎内線 553

12月3日～9日は「障害者週間」です

障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が今まで以上に社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

町では障がいのある人もない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくりを目指しています。

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112・113

「第4回障がい者アート展inおごせ」を開催します

「障がい者アート展 in おごせ」は、障がいのある方が芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解を深め、障がいのある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に実施しています。

埼玉県内に在住、在勤の障がいのある方からご応募いただいた作品を展示しており、今年で4回目の開催となります。個性豊かな作品をぜひご覧ください。

日 時 12月6日（金）～12月10日（火）

午前9時～午後4時

会 場 里の駅・おごせ【観光センター】

越生町越生 741-2

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112・113



アート展の様子

「第4回障がい者アート展inおごせ」終了後にアート作品の常設展示を行います

町内の事業所等から応募があったアート作品について、里の駅・おごせ【観光センター】の一部スペースにて、常設展示を行う予定です。

アート展終了後から令和7年3月まで、毎月事業所ごとにアート作品を展示いたしますので、ぜひこの機会にご覧ください。

期 間 令和6年12月～令和7年3月

会 場 里の駅・おごせ【観光センター】越生町越生 741-2

展示予定 令和6年12月 地域活動支援センターのぞみ

令和7年1月 放課後等デイサービスみのるクラブⅡ

令和7年2月 光の家療育センター

令和7年3月 おごせ福祉作業所

☎健康福祉課 福祉担当 ☎内線 112・113

不動産の相続登記はお済みですか

不動産をお持ちの方が亡くなられた場合、相続登記を行わないと、「売却等による不動産取引の際に相続人全員の同意が必要となるため、取引に時間を要する」「相続人が亡くなった場合、子や孫をはじめ相続人の数が増えて権利関係が複雑になり手続きがますます難しくなる」等の問題が生じる可能性があります。

また、「所有者不明土地」の発生を防ぐための法律が成立し、不動産（土地・建物）の相続を知ってから3年以内に相続登記を行うことが令和6年4月1日から義務化されました。相続登記は法務局（坂戸出張所）で速やかに行ってください。

相続人代表者兼現所有者指定届

年内に相続登記が完了しない場合は、相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税通知書等を代表して受け取る方を決めていただく必要がありますので、「相続人代表者兼現所有者指定届」の提出をお願いします。

- 注意 ①相続人代表者兼現所有者指定届に記載された相続人が納税義務者となるのは、令和7年1月1日（賦課期日）までに相続登記が完了しない場合です。
- ②法定相続人全員の氏名の自署または記名押印が必要です。
- ③資産を分割して代表者を指定することはできません。
- ④相続人代表者兼現所有者指定届は固定資産税の納税通知書等を代表して受け取る方を決めるもので、相続登記（法務局）や相続税等（税務署）の手続きとは関係ありません。

☎税務課 課税担当 ☎内線 134